

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 20 日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課産業保健支援室長
(契 印 省 略)

令和 6 年度「団体経由産業保健活動推進助成金」の実施について

標題の「団体経由産業保健活動推進助成金」につきまして、令和 6 年 5 月 20 日より、令和 6 年度分の受付を開始することとなりましたので、ご連絡いたします。

この助成金は、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等からの健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の 90%(上限 500 万円(一定の要件を満たした団体は 1,000 万円))を助成します。

なお、産業保健サービスを提供する医師や保健師については、労働者の健康管理等に関する知識のある方が望ましく、産業医又は産業医の要件を備えた医師や、産業保健について知識・経験のある保健師を積極的にご活用ください。

詳細は、別添のリーフレットのほか、必要に応じて、独立行政法人労働者健康安全機構の HP の本助成金の支給要領、手引き等をご参照いただき、傘下の都道府県支部様等に対して積極的に周知いただきますようお願いいたします。